

# 教 育 行 政 執 行 方 針

令和5年3月

新ひだか町教育委員会

# 令和5年度 新ひだか町教育行政執行方針

## 1 はじめに

令和5年第2回新ひだか町議会定例会の開会に当たり、教育委員会所管行政に関する執行方針を申し上げます。

新ひだか町教育委員会は、教育基本法に定められた教育の目的及び理念を踏まえ「町の将来を支える心豊かな人づくり」を基本目標として、新ひだか町における教育の一層の振興・充実を目指し、以下の施策を推進します。

## 2 学校教育の充実について

### (1) 未来に生きる力の育成

#### ①主体的・対話的で深い学びの展開

児童生徒が未来社会を生きていく上で必要な資質・能力を確実に身に付けさせるため、学習指導要領の趣旨を踏まえ、子ども一人一人の学びの過程を重視した「新ひだか町学びのスタンダード」を基本とし、1人1台のタブレット端末をはじめとするICTを効果的に活用した学習指導などを通して、「主体的・対話的で深い学び」を展開します。

#### ②学力向上の推進

児童生徒に確かな学力を身に付けさせるため、教育委員会、小中学校、家庭、地域が一体となって学力向上の取組を一層推進します。

第一に、学力向上には、教員の専門性と実践的指導力を高め、児童生徒が主体となって学び合い、定着を図る授業を構築することが重要であることから、授業改善のための現職研修会、公開研究会、研修講座等への積極的な参加を促し、教員研修の充実を図りながら教員の資質・能力の向上に努めます。

また、北海道教育委員会の指定事業である「新しいかたちの学

びの授業力向上推進事業」の活用により、教員の授業力向上や学校全体の授業改善の更なる向上に取り組みます。

第二として、本年度においても、全国学力・学習状況調査及び標準学力検査（CRT）を実施し、児童生徒の学力・学習状況の把握と分析を進めるとともに、子ども一人一人の学びの評価を的確に行うことにより、指導方法の工夫や授業改善に努めます。

第三として、前年度から引き続き、各中学校区を単位とした「学力向上推進ブロック」を組織し、ブロック内の小中学校が課題の共通理解を深めるとともに、授業改善と校内研修を重点として、小中の授業交流のほか、ブロック研修会や公開研究会を開催するなど、連携を図りながら組織的に学力向上の取組を推進します。

第四として、家庭学習の習慣化、定着化に向けて、啓発資料「家庭学習のすすめ」を配付するとともに、学力向上推進ブロック内の小中学校が連携・協働して「家庭学習強化週間」を設定するなどの取組や、放課後や長期休業期間中の補充的学習などを通して、学校・家庭及び関係機関が連携し、学習環境づくりの充実に努めます。

### ③情報活用能力の向上

「情報活用能力」は、言語能力と同様に「学習の基盤となる資質・能力」と位置付けられたことを踏まえ、学校のICT環境整備とICTを活用した学習活動の充実に努めます。

また、全国学力・学習状況調査、ほっかいどうチャレンジテストなどが、文部科学省CBTシステム（MEXCBT）を活用したオンライン実施となるほか、全ての小中学校を対象に小学校5年生以上の外国語科において、「学びの保障・充実のための学習者用デジタル教科書実証事業」が実施されることから、日常的に1人1台のタブレット端末を効果的に活用した授業改善を推進します。

さらに、令和6年度の小学校教科書改訂にあわせて、小学校3・4年生で使用する社会科副読本については、デジタル化に向けて

準備等を行い、ICT化に対応した学習環境の充実に努めます。

#### ④ふるさと教育の充実

ふるさとへの愛着と誇りを育み、将来の町の担い手としての力と、地域の発展に貢献しようとする意欲や態度の育成を目指し、身近な地域の自然環境や歴史、伝統、文化、産業、人材などの教育資源を積極的かつ有効に活用することにより、体験的に深く学ぶ「ふるさと教育」の充実に努めます。

そのため、各学校においては「ふるさと教育」の計画化を進めるとともに、各教育施設における小中学校用活動プログラムや事業を効果的に活用して取組を推進します。

また、重点的に取り組む活動として、すべての小中学校において、ライディングヒルズ静内を利用するなどして、「馬」と触れ合いながら学ぶ活動を行い、わが町が誇る「馬」を通じた教育活動を推進します。

#### ⑤外国語（英語）教育の充実

児童生徒が英語によってコミュニケーションを図ることができる資質・能力を身に付けるため、各学校の英語教育推進リーダーが中心となり、組織的に外国語教育を推進するとともに、「CAN-DOリスト」形式による学習到達目標の作成・活用を図ります。

また、小学校での英検ESG、中学校での英検IBAの実施、外国語指導助手の活用を通して、外国語の学習活動の改善・充実に努めます。

#### ⑥キャリア教育の充実

児童生徒に望ましい勤労観や職業観を醸成するため、「キャリア・パスポート」を効果的に活用するなど、発達段階に応じて計画的にキャリア教育を推進し、教育活動に地域の教育資源及び人材が有効活用されるよう連携協力を努めます。

## **(2) 豊かな心と健やかな体の育成**

### **①「特別の教科 道徳」(道徳科)の充実**

児童生徒に豊かな情操や道徳心、他者への思いやりなどを育むため、家庭や地域と連携した体験的な学習活動を実施するとともに、道徳教育推進教師を中心とした研修活動を推進することにより、「特別の教科 道徳」における考え議論する授業及び評価の充実に努めます。

### **②望ましい家庭生活習慣の確立**

児童生徒の心身の健康保持・増進を図るため、「早寝早起き朝ごはん」運動を継続して推進します。

また、学校及び家庭が連携して「生活リズムチェックシート」等を活用するとともに、電子メディアを使う時間をコントロールする「アウトメディア」の取組を推進し、テレビ、ゲーム、スマートフォン等の適切かつ節度ある利用を図ることにより、望ましい家庭生活習慣の確立に努めます。

### **③体力・運動能力向上の取組の充実**

児童生徒の体力・運動能力の向上を図るため、全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果をもとに、具体的な方策を明確にした「体力向上プラン」を立て、新体力テストや体育の授業、体育的行事の改善などによる取組を推進します。

また、「体力向上活動サポーター派遣事業」を継続し、体育の授業における指導方法の改善を促進するほか、シベチャリマラソンや駅伝大会などの町のスポーツ大会等への参加を促します。

### **④特別支援教育の充実**

障がいのある児童生徒が学習や生活上の困難を克服し自立を図るため、「合理的配慮」のもと、一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行うとともに、特別支援教育担当教員の専門性の向

上や特別支援教育支援員の適切な配置により、個別の指導計画や教育支援計画に基づいた指導・支援の充実に努めます。

また、医療、福祉、保健等の関係機関との情報共有・連携により、早期からの教育相談や適切な就学指導を進めるなど、就学前からの継続的な教育支援を推進します。

### ⑤健康安全教育の充実

児童生徒が生涯にわたり健康で安全な生活を送る上で必要な資質・能力を身に付けるため、健康安全に関する諸計画及び新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に基づく健康教育の実施と関係機関・団体との連携による交通安全教育や防犯・防災教育を推進します。

### ⑥学校給食と食育の充実

町内で生産・収穫された食材を積極的に活用するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けるため、栄養教諭と連携して、栄養バランスのよい安心・安全な学校給食の提供と食育の充実に努めます。

また、昨今の物価高騰により、給食材料費についても大きく影響を受けている状況にありますが、子育て世帯を支援するため、学校給食費の保護者負担の軽減に努めるとともに、老朽化が進行している学校給食センター設備の計画的かつ効率的な更新に向けた取組を進めます。

### ⑦いじめ、不登校及び児童虐待等への取組の充実

いじめの未然防止と早期発見・早期解消のため、子ども理解支援ツール「ほっと」を活用した指導や町及び各学校の「いじめ防止基本方針」に基づき、組織的かつ迅速な対応に努めます。

不登校の未然防止や解消のため、「新ひだか町長期欠席・不登校対応スタンダード」に基づいて指導すると同時に、「新ひだか町学

校適応指導教室」を有効に活用し、長期欠席者及び長期欠席傾向のある児童生徒と保護者に対し、一人一人の状況に応じた相談、指導及び援助の充実に努めます。

また、児童生徒の心のケア及び教員や保護者の悩みを心理面からサポートするために、スクールカウンセラーの活用や関係機関とのケース会議の開催などの取組を進めます。

さらに、児童虐待の解消のため、学校が児童生徒の様子などからサインを敏感に察知し、関係機関との連携のもと、関係部署で構成する町自殺対策推進委員会及び町子ども家庭総合支援拠点との情報共有に努め、子どもの命を守ることを最優先として組織的に対応します。

### **(3) 学校力の向上**

#### **①学校組織の活性化**

学校組織の活性化を図るため、校長がリーダーシップを発揮して学校経営に当たり、教職員がチームとして力を発揮できるよう学校組織マネジメントの確立を促します。

また、学校課題に関する各種会議や推進委員会を中心として組織的に取組を推進するとともに、校内研修を基盤として一人一人のキャリアステージに応じた研修への取組やコンプライアンス研修及び不祥事防止対策による服務規律の厳正な保持に努めます。

#### **②カリキュラム・マネジメントの充実**

全ての教員が学習指導要領の総則の趣旨を踏まえた教科等横断的な視点でのマネジメント能力を身に付けるため、各学校における日常的な教育課程の編成・実施・評価・改善への取組や学習指導要領に基づく教育課程の円滑な実施に向けた取組を支援します。

#### **③学校と地域との連携の推進**

学校が地域と一体となって、児童生徒の学びや成長を支援する

取組を推進するため、地域コーディネーターを活用して「学校運営協議会」を活性化させ、地域に開かれ地域とともにある学校づくりを推進します。

#### **(4) 教育環境の整備・充実**

##### **①学校における働き方改革の推進**

教職員が健康で生き生きとやりがいを持って職務に精励し、教育活動に専念できる環境の整備を進めるため、学校における働き方改革を推進します。

教職員の「在校等時間」の客観的な計測・記録により、時間外在校等時間を的確に把握し、実態の分析等を進めるとともに、町公式ホームページ上で町民への公表を行います。

また、校務の情報化や情報共有化による教職員の負担軽減と教育の質の向上を図るため、「一斉配信メール」の運用を継続するとともに、町内の小中学校6校において、「北海道公立学校校務支援システム」の運用による事務の効率化を進めます。

##### **②教育委員会による支援の充実**

町内の高校生を支援するため、入学前の予約申込が可能な給付型奨学金制度を継続し、通学費助成及び通学バスの運行等の修学支援を引き続き実施します。

また、要保護及び準要保護世帯に対する就学援助制度については、国の予算単価の改正に基づき、支給対象費目の単価の見直しを行うとともに、生活保護基準の見直しに伴う影響を受けないよう現行の認定基準を維持します。

さらに、学校教育研究活動補助金の活用により、特色ある学校教育研究活動を実施し、又は今日的な新ひだか町の学校教育における課題解決のための研究活動に関する取組を進めます。

加えて、町内の児童生徒等の英語力及び学習意欲の向上並びにグローバル社会を見据えた人材の育成を図るため、実用英語技能



検定料の助成制度を継続します。

### ③町立学校の再編整備の推進

少子化による児童生徒数の減少に対応した活力ある学校教育活動の充実を図る観点から、令和2年3月に策定した「新ひだか町立学校再編整備基本計画」に基づき、引き続き町立学校の再編整備を推進します。

令和5年度は、静内小学校、山手小学校及び東静内小学校の3校が1校に再編となり、新たな学校としてスタートする初年度となることから、児童はもとより、保護者や教職員が新たな教育環境に円滑に移行できるよう、支援を継続します。

また、令和6年度に再編が決定した高静小学校と桜丘小学校については、新ひだか町立学校再編整備準備協議会を開催し、より良い教育環境の改善・整備、児童の安全対策などについて、協議・検討を進めるとともに、学校間の交流活動事業の実施など、円滑な再編に向けて準備を進めます。

### ④部活動の地域移行の推進

少子化が進展する中、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、令和4年12月にスポーツ庁及び文化庁から「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が示され、令和5年度から3年間を改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組む必要があることから、学校及び関係団体と協議・連携を図り、部活動の地域移行を推進します。

## 3 社会教育の充実について

### (1) 社会教育活動の充実

将来のまちづくりを担う子どもたちをはじめ、町民が学び合う喜びや、自ら学び続ける意欲を高めることができるよう、芸術・

文化体験やふるさと教育等の生涯学習事業を推進します。

また、町民一人一人が生涯を通して主体的に学ぶことができるよう、生涯学習人材バンク制度とICT活用事業の充実に努めるとともに、コミュニティ・スクールにおける学校支援活動のコーディネート機能を拡充し、学校との連携や協働事業を推進します。

公民館及び総合町民センターは、社会教育活動の拠点として、各種活動団体の情報発信に努め、団体活動の活性化を促進します。

## **(2) 芸術文化活動の充実**

芸術文化活動については、文化団体協議会や文化サークル等と連携し、町民芸術祭をはじめとする文化事業への支援と芸術鑑賞会等の主催事業を継続するほか、総合町民センターの利用を促進して、町民が芸術文化に触れる機会の充実に努めます。

## **(3) 読書環境・読書活動の充実**

図書館は、町民の知的ニーズに応えるために、本館・分館ともに関係機関との協力のもと、計画的な蔵書収集を行います。

また、誰もが読書に親しめるよう、大活字本やLLブックなどの収集に努めるとともに、幅広い世代の読書活動推進を図るため、ブックスタート事業をはじめとし、各世代に向けた多様な事業を実施します。

さらに、児童生徒の読書習慣の形成を促進するため、移動図書館車の運行による学級文庫支援のほか、学校司書による読み聞かせやオリエンテーションの実施など、学校図書館の支援に積極的に取り組みます。

加えて、図書館活動への理解を広げ、図書館利用の促進を図るため、図書館ホームページでは「こどものページ」、「10代のためのYAのページ」、「学校サポートのページ」等のコンテンツを拡充するとともに、SNSなどを活用し、広報活動の充実に努めます。

#### **(4) 文化財保護・博物館活動の充実**

博物館は、先人が遺した郷土資料の保存、活用と継承のため、収蔵施設の管理を適切に行い、併せてICT活用による郷土の自然や歴史、文化に関する展示や講座を実空間とデジタル空間の双方で開催するほか、学校の「ふるさと教育」への支援を行うなど、子どもから大人まで、町民が親しみながら郷土の姿を学べる機会の提供に努めます。

また、文化財の保護については、町民の文化財愛護思想の高揚を図るため、資料の収集及び調査研究と、その成果の公開に努め、特に国指定史跡「シベチャリ川流域チャシ跡群」は、保存管理計画に基づき、引き続き関係団体と連携し、計画的で適切な保存管理に努めます。

さらに、町民に郷土の自然や歴史、文化への理解や関心、愛着を深めてもらうため、博物館事業の充実を図り、特に本年度は、縄文時代から現代までの祈りや信仰に関わる造形作品に込められた人々の思いを探る特別展示や関連する講座の開催などに取り組みます。

#### **(5) アイヌ施策の推進**

「新ひだか町アイヌ施策基本構想」及び「新ひだか町アイヌ施策アクションプラン」に基づき、アイヌ民族の尊厳の尊重や文化伝承など、総合的な本町におけるアイヌ施策の推進を図ります。

また、本年度は、国のアイヌ政策推進交付金を活用して、アイヌ民俗資料館を改修し、アイヌの人々に関わる文化財を次世代へと確実に伝えるための施設機能の向上を図ります。

#### **(6) スポーツ振興の充実**

スポーツの振興については、町民が心身ともに健康的に生きることができるよう、各世代に応じたスポーツ事業の充実を図り、スポーツの日常化を促進します。

また、スポーツ協会等の関係機関と連携し、各種大会を招致するなどしてスポーツ団体の強化やスポーツ人口の拡充に努めます。

ライディングヒルズ静内は、「新ひだか町ライディングヒルズ静内経営改善計画」に基づき、将来を担う子どもたちをはじめ、町民の誰もが気軽に馬とふれあい、乗馬ができる教育施設として一層の有効利用を図るよう努めます。

また、「学校教育活動利用ガイド」等を活用して、馬を通した「ふるさと教育」を支援するとともに、SNSなどを活用し、情報発信等による効果的な運営に取り組みます。

## 4 結びに

新ひだか町教育委員会は、町の将来を担う子どもたちが、ふるさとに愛着と誇りを持ち、未来に向かって逞しく成長していくことができるよう、また、町民一人一人が生涯を通じて心豊かに学ぶことができるよう、学校、家庭、地域はもとより、関係機関・団体等との連携を図り、本町における教育のより一層の振興・充実のため、教育施策の推進に全力で取り組んでまいります。

結びに、町議会議員並びに町民の皆様のご理解と御支援を心からお願い申し上げます、令和5年度の教育行政執行方針といたします。